

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第43号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 略		1 収容 施設の 供与	(1) 略	
	(2) 応急 仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯</p>		(2) 応急 仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯</p>

改正前				改正後													
			設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>5,714,000円</u> 以内とする。 (ウ)～(キ) 略 イ 略				設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>6,285,000円</u> 以内とする。 (ウ)～(キ) 略 イ 略										
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内とする。 エ 略		2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,180円</u> 以内とする。 エ 略											
	(2) 略		(2) 略														
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯			3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>以下同</td> <td>以下</td> </tr> </tbody> </table>	季別		夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から翌年3月まで)		以下同	以下			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>以下同</td> <td>以下</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から翌年3月まで)		以下同
季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から翌年3月まで)															
	以下同	以下															
季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から翌年3月まで)															
	以下同	以下															

改正前			改正後		
	世帯区分	じ。) 同じ。)		世帯区分	じ。) 同じ。)
	1人世帯	<u>18,800円</u> <u>31,200円</u>		1人世帯	<u>18,700円</u> <u>31,000円</u>
	2人世帯	<u>24,200円</u> <u>40,400円</u>		2人世帯	<u>24,000円</u> <u>40,100円</u>
	3人世帯	<u>35,800円</u> <u>56,200円</u>		3人世帯	<u>35,600円</u> <u>55,800円</u>
	4人世帯	<u>42,800円</u> <u>65,700円</u>		4人世帯	<u>42,500円</u> <u>65,300円</u>
	5人世帯	<u>54,200円</u> <u>82,700円</u>		5人世帯	<u>53,900円</u> <u>82,200円</u>
	6人以上の世帯	<u>54,200円</u> <u>82,700円</u> に5人を 超える1 人につき <u>7,900円</u> を加算し た額		6人以上の世帯	<u>53,900円</u> <u>82,200円</u> に5人を 超える1 人につき <u>7,800円</u> を加算し た額
	(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯			(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	
	季別	夏季 冬季		季別	夏季 冬季
	世帯区分			世帯区分	
	1人世帯	略 <u>10,000円</u>		1人世帯	略 <u>9,900円</u>
	2人世帯	<u>8,300円</u> <u>13,000円</u>		2人世帯	<u>8,200円</u> <u>12,900円</u>
	3人世帯	<u>12,400円</u> <u>18,400円</u>		3人世帯	<u>12,300円</u> <u>18,300円</u>
	4人世帯	<u>15,100円</u> <u>21,900円</u>		4人世帯	<u>15,000円</u> <u>21,800円</u>
	5人世帯	<u>19,000円</u> <u>27,600円</u>		5人世帯	<u>18,900円</u> <u>27,400円</u>

改正前			改正後								
		<table border="1"> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td><u>19,000円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td> <td><u>27,600円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額</td> </tr> </table>	6人以上の世帯	<u>19,000円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	<u>27,600円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額			<table border="1"> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td><u>18,900円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td> <td><u>27,400円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額</td> </tr> </table>	6人以上の世帯	<u>18,900円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	<u>27,400円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額
6人以上の世帯	<u>19,000円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	<u>27,600円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額									
6人以上の世帯	<u>18,900円</u> に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	<u>27,400円</u> に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額									
エ 略			エ 略								
略			略								
6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため 支出することができる費用は、1世 帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>595,000円</u> (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 <u>300,000円</u>	エ 略	6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため 支出することができる費用は、1世 帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>655,000円</u> (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 <u>318,000円</u>	エ 略						
略			略								
7 学用品の給与	ア・イ 略 ウ 学用品の給与のため支出するこ とができる費用は、次のとおりとす る。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品 次に掲 げる額		7 学用品の給与	ア・イ 略 ウ 学用品の給与のため支出するこ とができる費用は、次のとおりとす る。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品 次に掲 げる額							

改正前		改正後	
	a 小学校児童 1人につき <u>4,500円</u> 以内 b 中学校生徒 1人につき <u>4,800円</u> 以内 c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,200円</u> 以内 エ 略		a 小学校児童 1人につき <u>4,700円</u> 以内 b 中学校生徒 1人につき <u>5,000円</u> 以内 c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,500円</u> 以内 エ 略
8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人 <u>215,200円</u> 以内、小人 <u>172,000円</u> 以内とする。 エ 略	8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人 <u>213,800円</u> 以内、小人 <u>170,900円</u> 以内とする。 エ 略
略		略	
11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>137,900円</u> 以内とする。 ウ 略	11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>138,300円</u> 以内とする。 ウ 略
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。